

土砂災害防止対策特定開発行為許可申請要領

滋 賀 県

2023.7.1

土砂災害防止対策特定開発行為許可申請要領

(趣旨)

第1 この要領は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第71号。以下「省令」という。）および滋賀県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成16年滋賀県規則第35号。以下「細則」という。）に基づき、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）内の特定開発行為の許可申請等に関する手続について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 特定開発行為とは、特別警戒区域内で行われる都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項の開発行為で、予定建築物の用途が別表第1に掲げる制限用途であるものをいう。

2 特定開発行為の単位については、「土砂災害防止法にかかる特定開発行為許可技術的基準（案）」で定めるものとする。

(申請書の提出先および提出部数)

第3 第4以下に規定する書類の提出先は、当該開発区域の所在する土木事務所長とし、その数は、2通に当該開発区域の所在する市町の数を加えた数とする。

(既着手の場合の届出書)

第4 法第14条第1項の規定により、すでに特定開発行為を行っている地区が特別警戒区域に指定されたときは、当該特定開発行為を行う者は、指定の日から起算して21日以内に既着手の場合の届出書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

(特定開発行為許可申請書等)

第5 特定開発行為許可または特定開発行為変更許可を受けようとする者（国または地方公共団体を除く。以下「申請者」という。）は、特定開発行為許可申請書（別記様式第2号）または特定開発行為変更許可申請書（別記様式第3号）に、別表第2および別表第3または別表第4および別表第5の書類を添付して提出しなければならない。

(変更許可の対象事項)

第6 法第17条第1項の規定により、変更許可の対象となるのは、次に掲げる場合とする。

(1) 特定予定建築物の用途およびその敷地の位置を変更した場合（法第11条第1項第2号）

(2) 対策工事の計画を変更した場合（法第11条第1項第3号）

(3) 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画を変更した場合（法第11条第1項第4号）

(許可の特例)

第7 法第15条の規定により、国または地方公共団体（以下「国等」という。）にあっては、特定開発行為を行おうとするとき、または特定開発行為を変更しようとするときは、特定開発行為許可申請書または特定開発行為変更許可申請書（以下「申請書等」という。）に代えて協議書を提出するものとする。

2 当該協議書の添付書類は、第5に規定された申請書等の添付書類に準じるものとする。

3 独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、滋賀県住宅供給公社、独立行政法人空港周辺整備機構、滋賀県道路公社、地方土地開発公社、独立行政法人都市再生機構、財団法人滋賀県環境事業公社、財団法人滋賀県下水道公社および社団法人滋賀県造林公社から提出された協議書は、国等から提出されたものとみなす。

(手数料)

第8 申請者は、申請書等が受付をされたときは、滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年条例第18号）で定める金額の収入証紙を当該申請書1通にちょう付し、滋賀県収入証紙規則（昭和53年滋賀県規則第20号）第4条の規定に基づき、消し印をしなければならない。

(申請取り下げ書)

第9 申請者は、申請書等を提出した後に、何らかの事情で申請の必要が無くなったときは、速やかに申請取り下げ書（別記様式第4号）を提出しなければならない。

(許可等)

第10 知事は、申請書等の提出があったときは、特定開発行為の対策工事およびそれ以外の特定開発行為に関する工事（以下「対策工事等」という。）の計画が、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な措置を政令第7条および土砂災害防止法にかかる特定開発行為許可技術的基準（案）で定める技術的基準（以下「技術的基準」という。）に従い講じたものであり、かつその申請の手續が法、政令、省令、細則およびこの要領に違反していないと認めるときは、その許可をし、法第16条第2項の規定により、申請者に文書をもって通知するものとする。

2 法第15条の規定により、国等が行う特定開発行為または特定開発行為の変更は、協議が成立したことをもって許可を受けたものとみなす。

3 知事は、協議が成立したときは、当該国等に文書をもって通知するものとする。

(標識の設置)

第11 特定開発行為許可もしくは特定開発行為変更許可を受けた者または国等で協議の成立した者（以下「許可を受けた者」という。）は、当該特定開発行為に係る工事の実施期間中当該工事現場の見やすい場所に、特定開発行為許可標識（別記様式第5号）を設置しなければならない。

(特定開発行為開始届出書)

第12 細則第7条の規定により、許可を受けた者は、特定開発行為を開始したときは、開始の日から起算して10日以内に特定開発行為開始届出書（別記様式第6号）を提出しなければならない。

(住所等変更届出書)

第13 細則第6条の規定により、許可を受けた者は、その住所または氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地および名称ならびに代表者の氏名）を変更をしたときは、変更の日から起算して10日以内に住所等変更届出書（別記様式第7号）を提出しなければならない。

2 法人にあっては、名称の変更により住所等変更届出書を提出する場合は、名称の変更を証する書面を添付するものとする。

(特定開発行為変更届出書)

第14 許可を受けた者は、次に掲げる法第17条第1項ただし書に係る変更をしたときは、変更の日から起算して10日以内に特定開発行為変更届出書（別記様式第8号）を提出しなければならない。

(1) 変更後の予定建築物の用途が制限用途以外のものであるとき

(2) 対策工事等の着手予定年月日または対策工事等の完了予定年月日を変更したとき

(特定開発行為休止届出書)

第15 細則第8条の規定により、許可を受けた者は、特定開発行為を6月以上休止しようとするときは、休止の日から起算して10日以内に特定開発行為休止届出書（別記様式第9号）を提出しなければならない。

(地位承継届出書)

第16 細則第9条第1項または第2項の規定に基づいて地位を承継した者は、承継の日から起算して10日以内に地位承継届出書（別記様式第10号）に別表第6に規定する書類を添付して提出しなければならない。

(報告の徴収等)

第17 知事が、法第23条の規定により対策工事等の状況について報告もしくは資料の提出を求めたときは、許可を受けた者は、知事が指定した期日までに知事が指定した報告書または資料を提出しなければならない。

(特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書)

第18 許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等を廃止したときは、廃止の日から起算して10日以内に特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書(別記様式第11号)を提出しなければならない。

(対策工事完了届出書)

第19 法第18条第1項の規定により、許可を受けた者は、許可に係る対策工事等のすべてを完了したときは、対策工事完了届出書(別記様式第12号)を提出し、知事の検査を受けなければならない。

2 法第18条第2項および第3項の規定により、知事は、完了検査をした結果、対策工事等が技術的基準に適合していると認めるときは、検査済証を交付し、当該対策工事等が完了した旨を県公報に掲載することにより公告するものとする。

3 法第19条の規定により、制限用途の建築物に係る建築制限は、対策工事等の完了の公告によって解除される。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別表第1

具体的な制限用途

法第10条第2項および政令第6条に規定される制限用途は、具体的には下記に掲げる用途以外の用途でないものをいう。

分類		具体的な制限用途
住宅（自己の居住の用に供するものを除く）		分譲住宅、賃貸住宅、社宅、学生下宿、共同住宅、店舗併用共同住宅など
政令第6条 社会福祉施設	老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム (老人福祉法第5条の3)
	身体障害者更生援護施設	身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設 (身体障害者福祉法第5条第1項)
	知的障害者援護施設	知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム (知的障害者福祉法第5条第1項)
	精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項)
	保護施設（医療保護施設、宿所提供施設を除く。）	救護施設、更生施設、授産施設 (生活保護法第38条第1項)
	児童福祉施設（児童自立支援施設を除く。）	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センター (児童福祉法第7条)
	母子福祉施設	母子休養ホーム、母子福祉センター (母子及び寡婦福祉法第39条第1項)
	母子健康センター	母子健康センター (母子保健法第22条)
	その他これらに類する施設	介護老人福祉施設、児童相談所に設置される一時保護施設、知事が適当と認める施設、厚生労働省令で定める施設
学校	盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園	
医療施設	病院、診療所及び助産所 但し、医療保護施設（薬局を除く）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設を含む。	

上記の施設は関係法令の定義に該当するものであるが、該当しなくても実質的に同様な機能をもつ施設については本条の制限用途の対象となる。具体的には以下の場合があげられる。

- (ア) 関係法令の定義の上では人数要件の関係から該当しない施設であっても、実質的に同様な機能をもつ施設
- (イ) 無認可の施設であっても、実質的に同様な機能をもつ施設
- (ウ) 関係法令の施行規則のレベルで施設が定義されている施設

別表第2 <許可申請添付書類> (要領第5関係)

書類名		明示すべき事項	縮尺、様式	
1	開発区域位置図	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域の位置 方位、縮尺 	1/50,000以上	
2	開発区域区域図	<ul style="list-style-type: none"> 市町村界、大字、字および小字の境界 土砂災害特別警戒区域界 土地の地番および形状 開発区域の境界線 方位、縮尺 	1/2,500以上	
3	特定開発行為計画説明書	<ul style="list-style-type: none"> 対策工事等の計画の方針 急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地の現況 開発区域内の土地の現況および土地利用計画 	様式第13号	
4	計画図	現況地形図	<ul style="list-style-type: none"> 地形 土砂災害特別警戒区域および開発区域の境界 対策工事等を施行する位置 対策工事等の種類 方位、縮尺 	1/2,500以上
		土地利用計画図	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域の境界 特定予定建築物の用途および敷地の形状 方位、縮尺 	1/1,000以上
		造成計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域の境界 切土または盛土をする土地の部分 当該開発区域における対策施設を設置する位置 方位、縮尺 	1/1,000以上
		造成計画断面図	<ul style="list-style-type: none"> 切土または盛土をする前後の地盤面 	1/1,000以上
		対策工事等平面図	<ul style="list-style-type: none"> 対策工事等を施行する位置 対策工事等の種類 方位、縮尺 	1/1,000以上
		対策工事等断面図	<ul style="list-style-type: none"> 対策工事等を施行する前後の地盤面の状況 対策工事等の種類 	1/1,000以上
		対策施設構造図	<ul style="list-style-type: none"> 対策施設の種類および構造 	1/200以上
5	構造計算書	<ul style="list-style-type: none"> 対策工事等が技術的基準に適合することを説明する書類 		
6	土地の権原に関する書面			
	自己の土地の場合	<ul style="list-style-type: none"> 登記簿謄本(原本。申請日前3ヶ月以内のもの) 		
	他人の土地の場合	<ul style="list-style-type: none"> 登記簿謄本(原本。申請日前3ヶ月以内のもの) 土地所有者、第三者に対抗する権利者と申請者との間の契約書または同意書の写し 	様式第14号 様式第14号	

注1 開発区域が特別警戒区域と特別警戒区域以外の区域とに跨るときは、開発区域は、特別警戒区域以外の区域を含む。

2 開発区域が特別警戒区域と特別警戒区域以外の区域とに跨るときは、特定開発行為は、特別警戒区域以外の区域での開発行為を含む。

3 対策工事等とは、対策工事の計画および対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画のことをいう。

別表第3<許可申請添付書類> 要領第5関係

書類名	要件	縮尺、様式
1 申請者資力信用調書	<ul style="list-style-type: none"> 納税証明書(国、県、市町村税)2ヶ年分の完納のわかる書類、法人の登記簿謄本(3ヶ月以内。個人の場合は、住民票記載事項証明書)、法人にあっては直前事業年度の財務諸表、事業経歴書を添付する。 	様式第15号
2 工事施行者の工事能力調書	<ul style="list-style-type: none"> 建設業者登録証明書を添付する。(登録の無い場合は、登記簿謄本、事業経歴書を添付する。) 	様式第16号
3 現況写真	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域全体、周辺部、公共施設および必要な箇所の詳細がわかるもので、申請日前1ヶ月以内に撮影したもの。 	
4 開発区域内権利者一覧表	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域内に係るものについて記載する。 特定開発行為許可申請者名義の土地の場合も記す。 抵当権者、その他の権利者も記す。 	様式第17号
5 公図(字限図)の写し	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域内を緑色で着色する。 地番、地目、所有者名を記す。 隣接地においても上記と同様とする。 国有財産(里道、水路)を明確に着色する。 字限図の転写年月日(3ヶ月以内)および転写者の署名または記名押印をする。 字限図の所在する法務局名を明記する。 	
6 造成面積求積図	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域全体丈量、開発区域内の特別警戒区域丈量および宅地別丈量。 求積表は、できる限り同一図面に記入する。 外周長(辺長)を記入する。 	1/1,000以上
7 工程表	<ul style="list-style-type: none"> 梅雨時については、詳細に記入する。 	
8 資金計画書	<ul style="list-style-type: none"> 工事費のうち整地工事費は伐開、暗渠排水、切土盛土、敷地の整形、張芝、擁壁等について算定する。 道路工事費は、路盤工、側溝、舗装等について算定する。 排水工事費は、公共の用に供する排水施設敷地、排水溝、遊水池について算定する。 付帯工事費は、架設工事費、道路復旧費等に関連して算定する。 	様式第18号
9 水理計算書	<ul style="list-style-type: none"> 県技術基準に基づくものとする。 	
10 排水流域図	<ul style="list-style-type: none"> 流域界、排水経路および経路別ブロックを明示する。 各ブロック毎に面積、流出量を明示し、色分けする。 各ブロック別の記号は、水理計算書の記号と同一とする。 	1/10,000以上
11 排水計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域の境界 排水区域の区域界 調整池の位置および形状 配水施設の位置、形状および名称 道路側溝その他排水施設の位置 排水管の勾配および管径 人孔の位置および人孔間距離 水の流れの方向 吐口の位置 放流先河川および水路の名称、位置 予定建築物等の敷地の形状および計画高 道路、公園その他の公共施設の敷地の計画高 法面(がけを含む。)および擁壁の位置および形状 方位、縮尺 	1/1,000以上
12 開発に関係のある公共施設の管理者との協議書または同意書の写し		
13 その他知事が必要と認める図書	他の行政庁の許可、認可その他の処分を証する書面(申請中の場合は、申請書等の写し)等	

別表第4 <変更許可申請添付書類> (要領第5関係)

書類名	要件
1 別表第2の1～6に掲げる書類のうち、特定開発行為の変更に係るもの	・ 左欄に該当する書類につき、それぞれ別表第2で規定された要件を満たすもの(変更申請時のもの)

別表第5 <変更許可申請添付書類> (要領第5関係)

書類名	要件
1 現況写真(別表第3の3)	・ 変更にかかる箇所がわかるもので、申請日前1ヶ月以内に撮影したもの。
2 別表第3の1～13に掲げる書類のうち、特定開発行為の変更に係るもの	・ 左欄に該当する書類につき、それぞれ別表第3で規定された要件を満たすもの(変更申請時のもの)
3 現許可書の写し	

別表第6 <地位承継書添付書類> 要領第16関係

書類名	要件	縮尺、様式
1 当該承継の原因となった事実を証明する書類		
細則第9条第1項に基づく承継(一般承継)の場合	・ 承継の原因が相続で相続人が1人の場合は、相続人の戸籍謄本 ・ 承継の原因が相続で相続人が複数の場合は、相続人全員の相続 同意書(様式第19号)および戸籍謄本 ・ 承継の原因が法人の合併の場合は、合併後の法人および消滅法人の解散に係る商業登記簿謄本および事業譲渡証明書(様式第20号) ・ 承継の原因が法人の分割の場合は、分割前の法人の事業承継がわかる議事録、分割後の法人の商業登記簿謄本および事業譲渡証明書(様式第20号)	様式第19号 様式第20号
細則第9条第2項に基づく承継(特定承継)の場合	・ 契約書等の写しおよび事業譲渡証明書(様式第20号)	様式第20号
2 土地の権原に関する書面		
自己の土地の場合	・ 登記簿謄本(原本。申請日前3ヶ月以内のもの)	
他人の土地の場合	・ 登記簿謄本(原本。申請日前3ヶ月以内のもの) ・ 土地所有者、第三者に対抗する権利者と申請者との間の契約書または同意書の写し	様式第14号
3 申請者資力信用調書	・ 納税証明書(国、県、市町村税)2ヶ年分の完納のわかる書類、法人の登記簿謄本(3ヶ月以内。個人の場合は、住民票記載事項証明書)、法人にあっては直前事業年度の財務諸表、事業経歴書を添付する。	様式第15号
4 工事施行者の工事能力調書	・ 建設業者登録証明書を添付する。(登録の無い場合は、登記簿謄本、事業経歴書を添付する。)	様式第16号

5	開発区域内権利者一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発区域内に係るものについて記載する。 ・ 特定開発行為許可申請者名義の土地の場合も記す。 ・ 抵当権者、その他の権利者も記す。 	様式第17号
6	公図(字限図)の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発区域内を緑色で着色する。 ・ 地番、地目、所有者名を記す。 ・ 隣接地においても上記と同様とする。 ・ 国有財産(里道、水路)を明確に着色する。 ・ 字限図の転写年月日(3ヶ月以内)および転写者の署名または記名押印をする。 ・ 字限図の所在する法務局名を明記する。 	
7	資金計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費のうち整地工事費は伐開、暗渠排水、切土盛土、敷地の整形、張芝、擁壁等について算定する。 ・ 道路工事費は、路盤工、側溝、舗装等について算定する。 ・ 排水工事費は、公共の用に供する排水施設敷地、排水溝、遊水池について算定する。 ・ 付帯工事費は、架設工事費、道路復旧費等に関連して算定する。 	様式第18号
8	その他知事が必要と認める図書		